

平成28年3月31日

株式会社 山陰合同銀行

男性の育児休業取得の促進に向け、育児休業規程の改定を実施

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）は、男性の育児休業取得の促進に向け、育児休業規程を改定し、休業期間の一部を有給化する内容に変更致します。

現在、当行は次世代育成支援対策推進法への対応として定めている一般事業主行動計画にて、「男性の子育て支援を目的とする休暇等の取得促進に向けた環境の整備」を目標に掲げています。現行の育児休業規程においては、休業期間は無給であり、賞与も対象期間を控除したうえで支給しておりますが、規程改定後は、育児休業取得月において育児休業期間1週間を上限に給与賞与ともに控除計算対象外とする内容に改定しております。なお、本制度は最長1週間の有給の育児休業に加え、従来より規程化している1週間の連続休暇（有給休暇）も別途取得でき、他行にあまり例のない制度としております。

国策として「2020年の男性育休取得率13%」という政府目標が掲げられ、男性の育児参加に対する要請は以前にも増して高まってきているなか、男性も子育てのしやすい環境整備に努めていくことが当行の社会的責務と考えております。

<改定実施日> 平成28年4月1日

以 上